

令和5年5月23日

業務名 【整理番号5】市町村橋梁点検委託業務（釧路地域）

質問1

夜間割増しについて

内-1 現地調査[夜間]、第三者被害の予防措置[夜間]、橋梁点検車[夜間]、交通誘導警備員[夜間]

これらの項目は夜間割増しはされているのでしょうか。

また、されている場合、どのように割増しされているのでしょうか。

回答1

内-1 現地調査[夜間]、第三者被害の予防措置[夜間]、橋梁点検車[夜間]、交通誘導警備員[夜間] は、夜間割増し（労務単価を50%割増し）しています。

質問2

旅費交通費について

単-3号【旅費交通費[現地調査]点検日数43日】とありますが、こちらの日数は[昼間]の点検日数と思われます。[夜間]の点検日数、27日分は計上されないのでしょうか。

回答2

単-3号 旅費交通費[現地調査]点検日数43日は、夜間の点検日数を含む総点検日数となります。ご質問にありました「[夜間]の点検日数、27日分」でしたが、こちらの27という数字は、交通誘導警備員[夜間]の延人数であり、各橋梁での機械運転日数に交通誘導警備員配置人数を掛け、それらを合計したものとなりますので、旅費交通費に関係ございません。

以上